

給水装置設計施工指針 新旧対照表

新	旧
(給水装置の調査・計画・設計)	(給水装置の調査・計画・設計)
<p>第4章</p> <p>6 給水装置工事計画時の注意事項及び指定材料の使用基準</p> <p>(2) 略</p> <p>(コ) 給水管が他人の敷地に設置されているとき又は設置されている給水管を改造しようとするときは、埋設承諾書を添付すること。<u>ただし、他人の敷地を使用しなければ給水管を引込むことが出来ない場合等で、他人の敷地に新たに給水管を設置するときは企業団との協議による。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(ク) 配水管分岐部から給水装置設置場所の第1止水栓までの延長が30mを超える場合は、<u>分岐口径及び給水主管口径を50mmとすること。ただし、水利計算書により水の供給が問題なく行えることを確認できた場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(ケ) 口径50mmの給水主管を、道路に10m以上縦断する場合又は同章6(2)(ソ)に該当する場合の管種は、配水用ポリエチレン管 (JWWA) とする。</u></p> <p><u>(コ) 略</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(ウ) 配水管分岐部から道路を10m以上縦断する場合は、交差点を避けた道路上に止水栓を設置すること。その際、止水栓ボックスは鋳物蓋とすること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 逆流防止弁の形状は、メーター口径40mm以下の場合はリフト式逆流防止弁、口径50mmの場合は単式逆流防止弁、口径75mm以上の場合は<u>単式逆流防止弁又はスイング式逆流防止弁</u>とする。</p> <p>7 給水方式</p> <p>(3) 略</p>	<p>第4章</p> <p>6 給水装置工事計画時の注意事項及び指定材料の使用基準</p> <p>(2) 略</p> <p>(コ) <u>他人の敷地内に新たに給水管を設置するとき、</u>給水管が他人の敷地に設置されているとき又は設置されている給水管を改造しようとするときは、埋設承諾書を添付すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(ク) 配水管分岐部から給水装置設置場所までの延長が30mを超える場合は、<u>分岐口径を50mmとし、給水装置設置場所までの給水管口径を50mm</u>とすること。ただし、水利計算書により水の供給が問題なく行えることを確認できた場合はこの限りではない。</p> <p><u>(ケ) 略</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(ウ) 配水管分岐部から給水装置設置場所まで道路を10m以上縦断する場合は、交差点を避けた道路上に止水栓を設置すること。その際、止水栓ボックスは鋳物蓋とすること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 逆流防止弁の形状は、メーター口径40mm以下の場合はリフト式逆流防止弁、口径50mmの場合は単式逆流防止弁、口径75mm以上の場合は<u>形状について企業団と別途協議</u>とする。</p> <p>7 給水方式</p> <p>(3) 略</p>

新

一つの建物で直結式、貯水槽式の両方の給水方式を併用するものである。
なお、直結増圧式給水と貯水槽式給水との併用については、同指針第7章3(3)によるものとする。

8 給水方式の決定
略

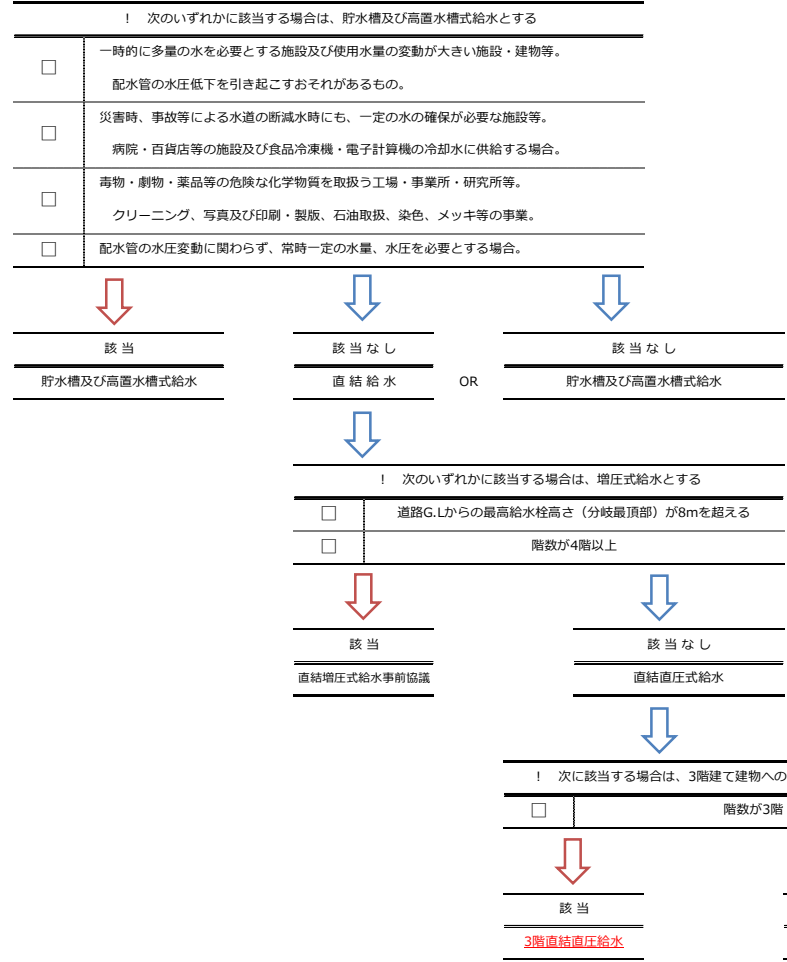


図4-2…給水方式の決定フロー

旧

一つの建物で直結式、貯水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

8 給水方式の決定
略

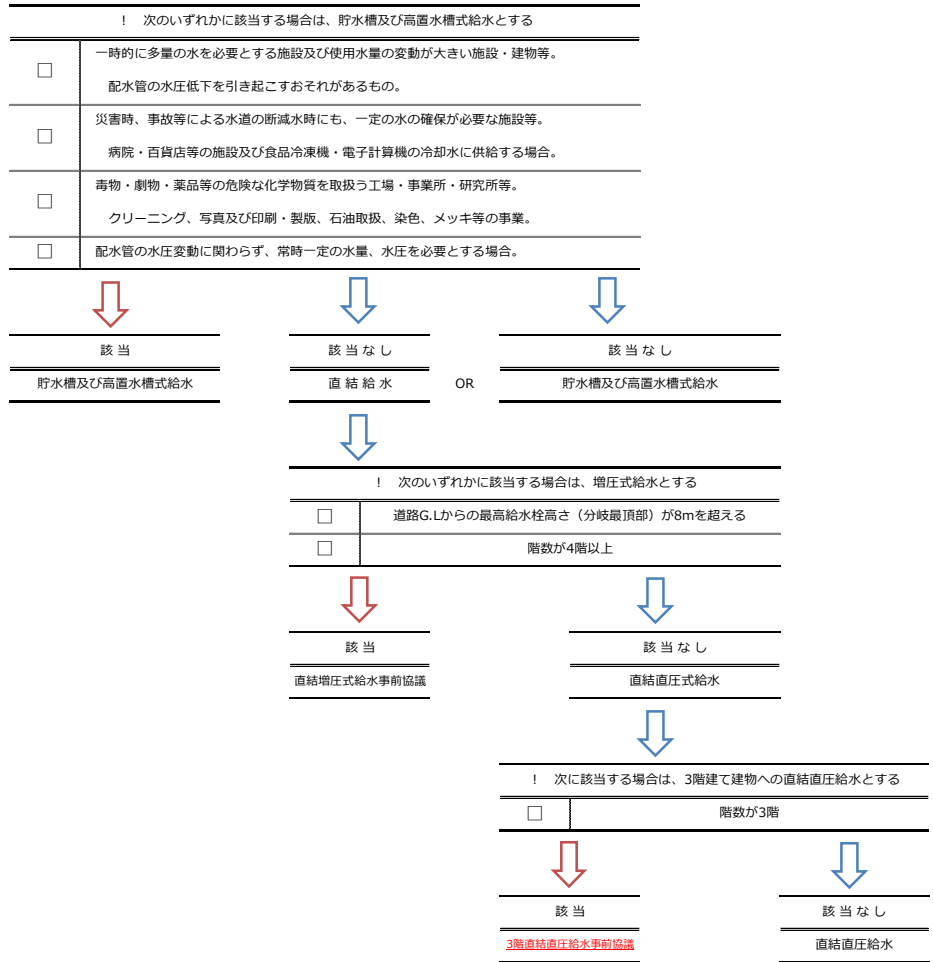


図4-2…給水方式の決定フロー

新

9 用途別分岐口径及びメーター口径等

表4-2…用途別分岐口径及びメーター口径（専用住宅及び併用住宅等）

用途	階数	分岐口径 (mm)	メーター口径(mm)	備考
専用住宅	2階以下	Φ25	Φ20	表4-3
	2階以下	Φ25	Φ25	表4-3
	3階	Φ25	Φ25	ただし、3階タンク式トイレ1栓又は散水栓1栓の場合を除く。
二世帯専用住宅※1 (1戸建ての住宅)	2階以下	Φ25	Φ25	表4-3
	2階以下	Φ50	Φ20×2	既存引込管Φ25mmがある場合のみ、 <u>(工事時の屋外引込管Φ25mmを除外)</u>
	3階	Φ25	Φ25	ただし、3階タンク式トイレ1栓又は散水栓1栓の場合を除く。
	3階	Φ50	Φ20、Φ25	世帯毎にメーターを設置する場合。ただし、3階への給水はΦ25mmとする。
併用住宅	2階以下	Φ25	Φ20	表4-3, 他※3
	2階以下	Φ25	Φ25	表4-3, 他※3
	2階以下	Φ50	Φ20×2	表4-3, 他※3
	3階	Φ25	Φ25	ただし、3階タンク式トイレ1栓又は散水栓1栓の場合を除く。
	3階	Φ50	Φ20、Φ25	用途を別に分ける場合。ただし、3階への給水はΦ25mmとする。
事務所等 (店舗・児童福祉施設等)	2階以下	※2	※3	図4-3等による計算

【注意事項】

- ※1 略
- ※2 略
- ※3 略
- ※4 略

(削除)

旧

9 用途別分岐口径及びメーター口径等

表4-2…用途別分岐口径及びメーター口径（専用住宅及び併用住宅等）

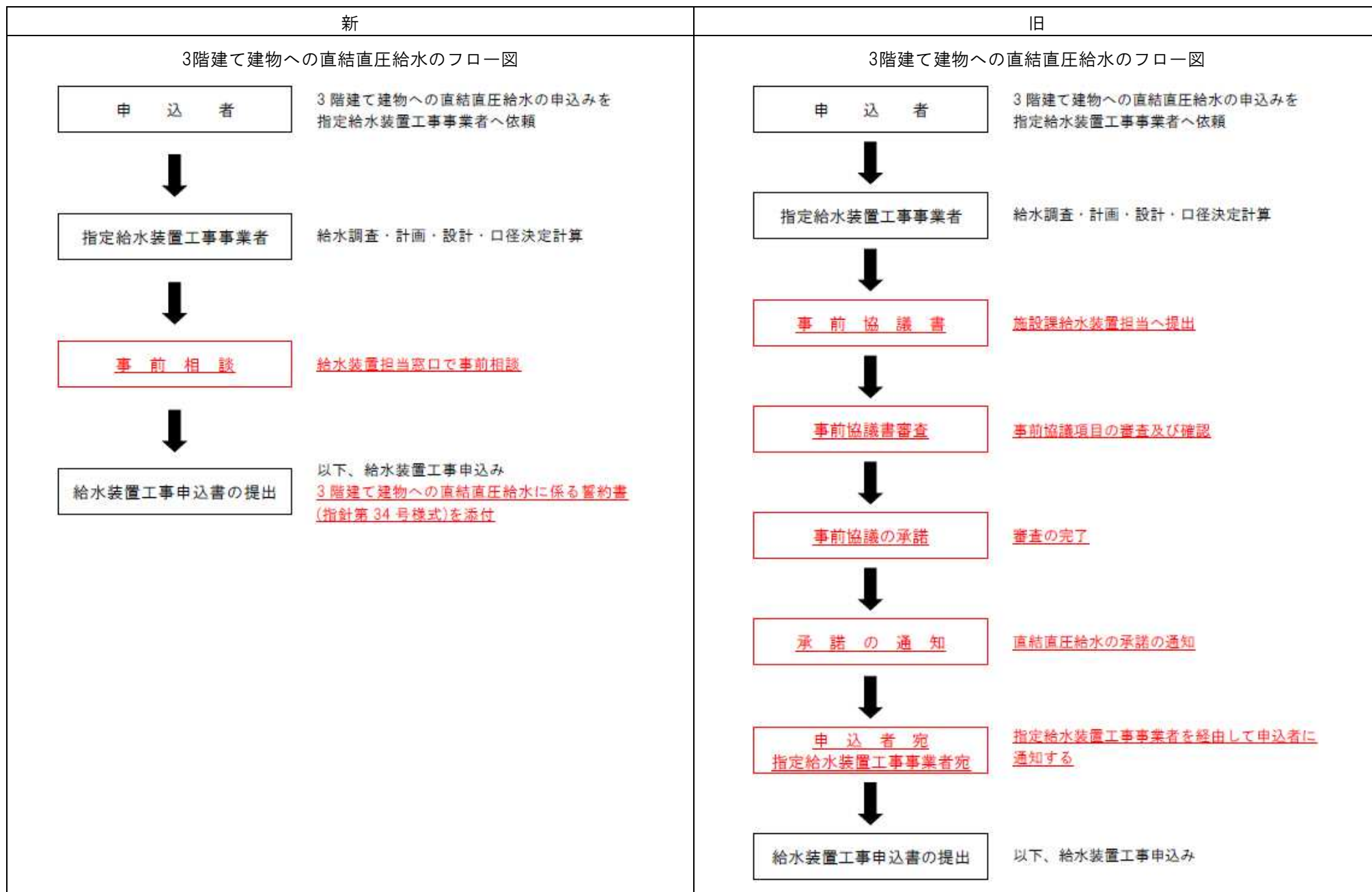
用途	階数	分岐口径 (mm)	メーター口径(mm)	備考
専用住宅	2階以下	Φ25	Φ20	表4-3
	2階以下	Φ25	Φ25	表4-3
	3階	Φ25	Φ25	ただし、3階タンク式トイレ1栓又は散水栓1栓の場合を除く。
二世帯専用住宅※1 (1戸建ての住宅)	2階以下	Φ25	Φ25	表4-3
	2階以下	Φ50	Φ20×2	既存引込管Φ25mmがある場合のみ、 <u>水圧測定結果による、※5</u>
	3階	Φ25	Φ25	ただし、3階タンク式トイレ1栓又は散水栓1栓の場合を除く。
	3階	Φ50	Φ20、Φ25	世帯毎にメーターを設置する場合。ただし、3階への給水はΦ25mmとする。
併用住宅	2階以下	Φ25	Φ20	表4-3, 他※3
	2階以下	Φ25	Φ25	表4-3, 他※3
	2階以下	Φ50	Φ20×2	表4-3, 他※3
	3階	Φ25	Φ25	ただし、3階タンク式トイレ1栓又は散水栓1栓の場合を除く。
	3階	Φ50	Φ20、Φ25	用途を別に分ける場合。ただし、3階への給水はΦ25mmとする。
事務所等 (店舗・児童福祉施設等)	2階以下	※2	※3	図4-3等による計算

【注意事項】

- ※1 略
- ※2 略
- ※3 略
- ※4 略

※5 水圧測定結果の最小動水圧は0.245Mpa以上であること。

新	旧
(3階建て建物への直結直圧給水)	(3階建て建物への直結直圧給水)
<p>第5章</p> <p>2 適用要件</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 給水戸数</p> <p>5 配管上の留意事項</p> <p>6 その他</p>	<p>第5章</p> <p>2 適用要件</p> <p><u>(3) 配水管の最小動水圧が0.245Mpa以上であること。ただし、水利計算により3階の末端水栓にて給水が可能であると認められる場合において、「0.245Mpa」とあるのは「0.196Mpa」と読み替えることができる。</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>4 事前協議</p> <p>5 給水戸数</p> <p>6 配管上の留意事項</p> <p>7 その他</p>



新	旧																																																																																																																																
と。 <u>（参考様式参照）</u>																																																																																																																																	
（給水装置先行取出）	（給水装置先行取出）																																																																																																																																
<p>第8章 8 無償譲渡の申込み 無償譲渡を希望する場合は、下記事項の全てを満たすこと。<u>なお、この章で規定する開発行為等（宅地造成による土地分譲及び建売）に該当しない場合の主管の無償譲渡については、別途取扱いを定める。</u></p>	<p>第8章 8 無償譲渡の申込み 無償譲渡を希望する場合は、下記事項の全てを満たすこと。</p>																																																																																																																																
（工事施工）	（工事施工）																																																																																																																																
<p>第9章 4 舗装工事</p> <p style="text-align: center;">表9-1…布設給水管上の土被り（標準）</p> <table border="1" data-bbox="129 842 1097 1173"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市道（1級2級道路）</th> <th>一般市道</th> <th>町道</th> <th>県道</th> <th>国道</th> <th>私有</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道部</td> <td>1.2m以上</td> <td>0.8～1.2m</td> <td>0.8～1.2m</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.2m以上</td> <td>0.8～1.2m</td> <td>他の占用物と調整</td> </tr> <tr> <td>車道部</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m^{※1}</td> <td>1.0m^{※1}</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m^{※1}</td> <td>車の通行がない私有は0.6m以上</td> </tr> <tr> <td>行き止まり</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m</td> <td>1.0m</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>宅地内</td> <td colspan="7">0.3m以上</td> </tr> <tr> <td>区画整理事業</td> <td colspan="7">施行者の指示による</td> </tr> <tr> <td>計画道路</td> <td colspan="7">施行者の指示による</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="7">道路管理者の指示による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 略 ※2 道路幅が6m未満（道路側溝がU240×240以下）の道路で、かつ主管口径が<u>50mm以下</u>の場合0.8mとすることができる。</p>	区分	市道（1級2級道路）	一般市道	町道	県道	国道	私有	備考	歩道部	1.2m以上	0.8～1.2m	0.8～1.2m	1.2m以上	1.2m以上	0.8～1.2m	他の占用物と調整	車道部	1.2m以上	1.0m ^{※1}	1.0m ^{※1}	1.2m以上	1.2m以上	1.0m ^{※1}	車の通行がない私有は0.6m以上	行き止まり	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	※2	宅地内	0.3m以上							区画整理事業	施行者の指示による							計画道路	施行者の指示による							上記以外	道路管理者の指示による							<p>第9章 4 舗装工事</p> <p style="text-align: center;">表9-1…布設給水管上の土被り（標準）</p> <table border="1" data-bbox="1137 842 2105 1173"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市道（1級2級道路）</th> <th>一般市道</th> <th>町道</th> <th>県道</th> <th>国道</th> <th>私有</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道部</td> <td>1.2m以上</td> <td>0.8～1.2m</td> <td>0.8～1.2m</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.2m以上</td> <td>0.8～1.2m</td> <td>他の占用物と調整</td> </tr> <tr> <td>車道部</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m^{※1}</td> <td>1.0m^{※1}</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m^{※1}</td> <td>車の通行がない私有は0.6m以上</td> </tr> <tr> <td>行き止まり</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m</td> <td>1.0m</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.2m以上</td> <td>1.0m</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>宅地内</td> <td colspan="7">0.3m以上</td> </tr> <tr> <td>区画整理事業</td> <td colspan="7">施行者の指示による</td> </tr> <tr> <td>計画道路</td> <td colspan="7">施行者の指示による</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="7">道路管理者の指示による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 略 ※2 道路幅が6m未満（道路側溝がU240×240以下）の道路で、かつ主管口径が<u>50mm</u>の場合0.8mとすることができる。</p>	区分	市道（1級2級道路）	一般市道	町道	県道	国道	私有	備考	歩道部	1.2m以上	0.8～1.2m	0.8～1.2m	1.2m以上	1.2m以上	0.8～1.2m	他の占用物と調整	車道部	1.2m以上	1.0m ^{※1}	1.0m ^{※1}	1.2m以上	1.2m以上	1.0m ^{※1}	車の通行がない私有は0.6m以上	行き止まり	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	※2	宅地内	0.3m以上							区画整理事業	施行者の指示による							計画道路	施行者の指示による							上記以外	道路管理者の指示による						
区分	市道（1級2級道路）	一般市道	町道	県道	国道	私有	備考																																																																																																																										
歩道部	1.2m以上	0.8～1.2m	0.8～1.2m	1.2m以上	1.2m以上	0.8～1.2m	他の占用物と調整																																																																																																																										
車道部	1.2m以上	1.0m ^{※1}	1.0m ^{※1}	1.2m以上	1.2m以上	1.0m ^{※1}	車の通行がない私有は0.6m以上																																																																																																																										
行き止まり	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	※2																																																																																																																										
宅地内	0.3m以上																																																																																																																																
区画整理事業	施行者の指示による																																																																																																																																
計画道路	施行者の指示による																																																																																																																																
上記以外	道路管理者の指示による																																																																																																																																
区分	市道（1級2級道路）	一般市道	町道	県道	国道	私有	備考																																																																																																																										
歩道部	1.2m以上	0.8～1.2m	0.8～1.2m	1.2m以上	1.2m以上	0.8～1.2m	他の占用物と調整																																																																																																																										
車道部	1.2m以上	1.0m ^{※1}	1.0m ^{※1}	1.2m以上	1.2m以上	1.0m ^{※1}	車の通行がない私有は0.6m以上																																																																																																																										
行き止まり	1.2m以上	1.0m	1.0m	1.2m以上	1.2m以上	1.0m	※2																																																																																																																										
宅地内	0.3m以上																																																																																																																																
区画整理事業	施行者の指示による																																																																																																																																
計画道路	施行者の指示による																																																																																																																																
上記以外	道路管理者の指示による																																																																																																																																

新

10 工事写真

表9-3…給水管分岐工事写真撮影箇所②

01	水圧試験 (分岐前～メーター セット)	㊦	水圧試験開始前 (0.74Mpaにて5分間) ※1	黒板 (図9-12) に下記の事項を記入し、時計と分岐部を含んで撮影する。 「水圧試験」「0.74Mpa」「継続時間」「配水管、給水管の口径及び管種」 ※HPPEの場合は、①0.74Mpaにて5分間②0.74Mpaまで再加圧③0.74Mpaにて5分間
		㊧	水圧試験終了後 (0.74Mpaにて5分間) ※1 ※HPPEの場合は、0.6Mpa以上あること。	黒板 (図9-12) に下記の事項を記入し、時計と分岐部を含んで撮影する。 「水圧試験」「0.74Mpa」「継続時間」「配水管、給水管の口径及び管種」
02	埋戻工	㊨	埋砂 1層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊩	埋砂 2層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊪	埋砂 3層目 H=450 表示シート	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊫	40～0 1層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊬	40～0 2層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊭	30～0	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
03	乳剤散布	㊮	乳剤散布後状況	
04	舗装工	㊯	転圧状況前	黒板 (図9-12) に「舗装工」と記入し、撮影する。
		㊰	転圧状況中	黒板 (図9-12) に「舗装工」と記入し、撮影する。
		㊱	転圧状況後	黒板 (図9-12) に「舗装工」と記入し、撮影する。
05	シールコート工	㊲	施工状況	黒板 (図9-12) に「シールコート工」と記入し、撮影する。
06	仮復旧表示	㊳	Wマーク、施工年月、指定店番号 (黄色スプレーで道路標示)	

※1 給水装置先行取出口工事の場合は、別に定めるところによる。

※2 一層あたりの仕上げ厚については道路管理者の指示による。

旧

10 工事写真

表9-3…給水管分岐工事写真撮影箇所②

01	水圧試験 (第一止水栓等)	㊦	水圧試験開始前 (0.74Mpaにて5分間) ※1	黒板 (図9-12) に下記の事項を記入し、時計と分岐部を含んで撮影する。 「水圧試験」「0.74Mpa」「継続時間」「配水管、給水管の口径及び管種」 ※HPPEの場合は、①0.74Mpaにて5分間②0.74Mpaまで再加圧③0.74Mpaにて5分間
		㊧	水圧試験終了後 (0.74Mpaにて5分間) ※1 ※HPPEの場合は、0.6Mpa以上あること。	黒板 (図9-12) に下記の事項を記入し、時計と分岐部を含んで撮影する。 「水圧試験」「0.74Mpa」「継続時間」「配水管、給水管の口径及び管種」
02	埋戻工	㊨	埋砂 1層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊩	埋砂 2層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊪	埋砂 3層目 H=450 表示シート	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊫	40～0 1層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊬	40～0 2層目	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
		㊭	30～0	黒板 (図9-12) に「埋戻工」と記入し、撮影する。 ※2
03	乳剤散布	㊮	乳剤散布後状況	
04	舗装工	㊯	転圧状況前	黒板 (図9-12) に「舗装工」と記入し、撮影する。
		㊰	転圧状況中	黒板 (図9-12) に「舗装工」と記入し、撮影する。
		㊱	転圧状況後	黒板 (図9-12) に「舗装工」と記入し、撮影する。
05	シールコート工	㊲	施工状況	黒板 (図9-12) に「シールコート工」と記入し、撮影する。
06	仮復旧表示	㊳	Wマーク、施工年月、指定店番号 (黄色スプレーで道路標示)	

※1 給水装置先行取出口工事の場合は、別に定めるところによる。

※2 一層あたりの仕上げ厚については道路管理者の指示による。

新	旧
(各種申込)	(各種申込)
<p>第14章</p> <p>4 各種申込みカテゴリー</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 3階建て建物への<u>直結直圧給水</u>関係</p> <p>8 3階建て建物への<u>直結直圧給水</u>に関する書類</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>建築配置図・断面図等</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>給水管口径決定計算書（専用住宅、共同住宅等は除く）</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) <u>その他必要とする書類</u></p> <p>9 直結増圧式給水事前協議に関する書類</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>第14章</p> <p>4 各種申込みカテゴリー</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 3階建て建物への<u>直結直圧給水事前協議</u>関係</p> <p>8 3階建て建物への<u>直結直圧給水事前協議</u>に関する書類</p> <p>(1) <u>3階建て建物への直結直圧給水事前協議書【指針第33号様式】</u></p> <p>(2) <u>案内図</u></p> <p>(3) <u>建築配置図</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>水圧測定表</u></p> <p>(7) <u>誓約書【指針第34号様式】</u></p> <p>(8) <u>3階建て建物への直結直圧給水承諾書【指針第35号様式】</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項更正申請書【指針第7号様式】</u></p> <p>(11) <u>3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項取消申請書【指針第8号様式】</u></p> <p>9 直結増圧式給水事前協議に関する書類</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>水圧測定表</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>

新

(12) 略

旧

(13) 略

新	旧
(指針第7号様式)	(指針第7号様式)
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第7号様式</p> <p>3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項 更正 申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>越谷・松伏水道企業団 企 業 長 宛</p> <p>申 込 者 (給水装置所有者) 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>指定給水装置工事事業者 第 号 住 所 事 業 所 名 代 表 者 名</p> <p>このことについて、下記理由により3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項の更正 申請をいたします。</p> <p>記</p> <p>1 理 由 _____ _____</p> <p>2 事前協議受付番号 第 号</p>

新	旧
(指針第8号様式)	(指針第8号様式)
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第8号様式</p> <p style="text-align: center;">3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項 取消 申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>越谷・松伏水道企業団 企 業 長 宛</p> <p style="text-align: right;">申 込 者 (給水装置所有者) 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">指定給水装置工事事業者 第 号 住 所 事 業 所 名 代 表 者 名</p> <p>このことについて、下記理由により3階建て建物への直結直圧給水事前協議事項の 取消 申請をいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 理 由 _____ _____</p> <p>2 事前協議受付番号 第 号</p>

新	旧
(指針第33号様式)	(指針第33号様式)
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第33号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>越谷・松伏水道企業団 企業長宛</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">3階建て建物への直結直圧給水事前協議書</p> <p>給水装置設計施工指針第5章4の規定に基づき、下記のとおり協議します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 給水装置設置場所</p> <p>2. 指定給水装置 指定番号 第 号 工事事業者 事業者名 及び代表者名 主任技術者</p> <p>3. 建物概要 建物 新設 既設 給水装置 新設 改造 建物用途 _____ (戸)</p> <p>4. 水圧測定値 最小 Mpa 年 月 ~ 日 時間</p> <p>添付書類</p> <p>ア 案内図 イ 配置図・断面図等 ウ 給水管系統図(平・立面図) エ 給水管口径決定計算書(専用住宅、共用住宅等は除く) オ 配水管の自配給水圧測定表 カ P.Sの平・立面図 キ 3階建て建物への直結直圧給水に係る誓約書(第34号様式) ク その他必要とする図書</p>

新	旧
(指針第35号様式)	(指針第35号様式)
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第35号様式</p> <p style="text-align: right;">水企施第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">標</p> <p style="text-align: right;">超谷・松伏水道企業団 企業長</p> <p style="text-align: center;">3階建て建物への直結直圧給水承諾書</p> <p>受付第 号で給顧のあった建物について、次の内容で直結直圧給水することを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 給水装置設置場所</p> <p>2. 指定給水装置 指定番号 第 号 工事事業者 事業者名 及び代表者名</p> <p>3. 建物概要 建物 新設 既設 給水装置 新設 改造 建物用途 _____ (戸)</p>

新	旧
<p data-bbox="145 183 427 212">(指針 参考様式 貯水槽)</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 参考様式 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">誓 約 書 (案)</p> <p>越谷・松伏水道企業団 企業長 宛</p> <p>今般、下記給水装置設置場所における直結増圧式給水と併用する貯水槽について徹底した維持管理を行うことを誓約致します。</p> <p>なお、貯水槽の水質等の維持管理について、全て当方の責任にて対応し、一切、越谷・松伏水道企業団に対してご迷惑をお掛けしないことを誓約致します。</p> <p>また、将来、売買等で所有者が変更となる場合には新所有者に、本件について継承致します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <p>給水装置設置場所：</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申込者(給水装置所有者)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓜ</p>	